

# 交野市立総合体育施設等

(交野市立総合体育施設・私部公園・倉治公園)

## 指定管理者募集要項

令和8年6月

交野市

# 目 次

1. 指定管理者募集の目的
2. 施設の設置目的
3. 施設の管理運営に関する基本的な考え方
4. 指定管理者の申込資格
5. 欠格事項
6. 応募に際しての留意事項
7. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
8. 指定期間
9. 管理の基準
10. 指定管理者が行う業務内容
11. 指定管理者の指定後の協議事項
12. 指定管理者の職員配置
13. 指定管理料
14. 物品の管理等
15. リスクへの対応
16. 法令等の遵守
17. 暴力団等による不当介入への対応
18. 業務の引継ぎ
19. 事業の継続が困難となった場合の措置
20. 協定の締結
21. 資格
22. 業務を実施するにあたっての留意事項
23. モニタリングの実施
24. 申込み手続
25. 提案を求める内容
26. 選定審査対象からの除外等
27. 指定管理者候補者選定の基準等
28. 添付資料

## 1. 指定管理者募集の目的

---

交野市立総合体育施設、私部公園及び倉治公園（以下「本施設」という。）は市民のスポーツの普及振興を図り、生涯学習の場を市民に提供するとともに、市民の公共の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設のうち、交野市立総合体育施設は平成 18 年度から指定管理制度を導入し、民間事業者が持つ管理運営の知識や経験を活かすことで、利用者視点の柔軟なサービス提供や効率的な施設運営を図ってきた。一方、私部公園及び倉治公園においては、過去に指定管理者による管理を行っていたが、一時的に交野市（以下「市」という。）による直営へと移行し、現在に至っている。

今般、交野市立総合体育施設における指定管理期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって終了することに加え、私部公園及び倉治公園についても改めて指定管理者制度を導入し、本施設を一体的かつ包括的に管理することとした。

これに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、交野市立総合体育施設条例、交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則、交野市都市公園条例、交野市都市公園条例施行規則（以下「交野市立総合体育施設条例等」という。）の規定に基づき、令和 9 年 4 月以降の新たな指定管理者を募集するものである。

本施設の管理運営において、民間事業者等が有する専門的な知識、技術及び経営ノウハウ等を幅広く活用することにより、多様化する市民ニーズに的確に対応した住民サービスの向上を図るとともに、より効果的かつ効率的な施設の管理運営と経費の削減を図ることを目的とする。

なお、募集にあたっては、公共施設の管理者として社会的責任を十分に果たすことのできる指定管理者を次の要領で募集する。

## 2. 施設の設置目的

---

### (1) 交野市立総合体育施設の設置目的（交野市立総合体育施設条例第 1 条）

体育及びスポーツの振興を図り、併せて生涯学習の場を提供することを目的とする。

### (2) 私部公園・倉治公園の設置目的（都市公園法第 1 条）

都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## 3. 施設の管理運営に関する基本的な考え方

---

施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

### (1) 設置目的に基づき、事業計画書等に沿った適切な管理運営を行うこと。

- (2) 施設整備及び備品維持管理を適切に行うこと。
- (3) 関係法令及び条例、通達等の規定を遵守すること。
- (4) 効率的運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- (5) 公の施設であることを踏まえ、平等な利用の確保を図ること。
- (6) 市民サービスの向上を図ること。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。
- (8) 利用する者（以下「利用者」という。）の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うこと。
- (9) 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策や災害時等の対応に対し積極的に協力するよう努めること。
- (10) 施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (11) 建物及び附属設備の維持管理保全業務の一部を、指定管理者の負担により外部事業者へ委託することは可能である。ただし、外部事業者へ委託する場合は市の承認を得ること。
- (12) 環境及び省エネルギーに配慮した施設運営に努めること。

#### 4. 指定管理者の申込資格

---

指定管理者の指定手続きに申し込むことができる者は、施設の管理運営業務の知識を有し、当該施設を安全かつ適切に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「団体」という。）とする。

複数の法人等が共同して（以下「グループ」という。）申込みすることも可能とし、グループで申し込む場合には、代表団体を定めること。また、構成する全ての団体が次項の欠格事項に該当しないこと。なお、単独で応募した団体は、グループの構成員となることはできない。加えて、同時に複数のグループの構成員となることもできない。

#### 5. 欠格事項

---

次に掲げる団体又はその団体の代表者は、申込みをすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、市において一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 直近 3 年間の法人税、消費税、地方消費税等の国税及び地方税を滞納している者
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことのある者
- (4) 法律行為を行う能力を有しない者

- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 本市指名競争入札への参加資格の停止処分を受けている者
- (7) 交野市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
- (8) 本業務を円滑に遂行できない者及び安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (9) 指定管理者候補者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体

## 6. 応募に際しての留意事項

---

- (1) この要項の公開日以降において、現地見学会等の市が提供する機会を除き、選定委員、市職員及び本件関係者に対して、本提案に関する（質疑を含む。）接触はできない。
- (2) 応募書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (3) 応募書類は返却しない。
- (4) 応募に関する費用は応募団体が負担する。
- (5) 提出期限は厳守すること。

## 7. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

---

### (1) 交野市立総合体育施設（いきいきランド交野）

所在地	交野市向井田 2 丁目 5 番 1 号
施設面積	79,670 m <sup>2</sup>
延床面積	14,056 m <sup>2</sup> （1 階 9,912 m <sup>2</sup> 、2 階 4,144 m <sup>2</sup> ）
竣工年月	平成 9 年 6 月
建築構造	SRC 造（一部 RC 造、S 造） 地上 2 階建
施設	市民体育館（会議室・喫茶軽食コーナー含む。） 市民プール（トレーニングルームを含む。） 市民グラウンド その他（駐車場、ミルクウェイ等） 危険物施設用地 地下タンク貯蔵所 15,000L
開館時間	午前 9 時から午後 10 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）は、午前 9 時から午後 5 時まで）

利用時間	<p>ア. 市民体育館 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで（日曜日及び祝日については、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで）</p> <p>イ. 市民プール（トレーニングルームを含む。） 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで（日曜日及び祝日については、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで）</p> <p>ウ. 市民グラウンド 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで（日曜日及び祝日については、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで）</p>
休館日	<p>ア. 毎週火曜日（その日が祝日にあたる時は、その日以降の直近の祝日以外の日）</p> <p>イ. 12 月 25 日から翌年 1 月 5 日（前号に掲げる日を除く。）</p>
備考	

(2) 私部公園

所在地	交野市私部南 3 丁目 10 番
敷地面積	34,992 m <sup>2</sup>
設置年	昭和 55 年
施設	<p>グラウンド（野球場） 約 9,500 m<sup>2</sup></p> <p>多目的グラウンド 約 7,200 m<sup>2</sup></p> <p>テニスコート 約 3,000 m<sup>2</sup>（4 面）</p> <p>駐車場</p> <p>管理棟会議室</p>
利用時間	<p>グラウンド・多目的グラウンド：午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>テニスコート：午前 9 時から午後 7 時まで</p> <p>管理棟会議室：午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで</p>
休園日	12 月 28 日から翌年 1 月 4 日
備考	現在、私部公園において受変電設備の低圧化工事を進めている。工事完了までの期間は現行の体制で管理を行い、完了後は市と協議の上、速やかに新たな契約体系へ移行できるように対応すること。

(3) 倉治公園

所在地	交野市神宮寺 2 丁目 1 番
敷地面積	20,013 m <sup>2</sup>
設置年	平成 13 年
施設	グラウンド 約 6,800 m <sup>2</sup> テニスコート 約 900 m <sup>2</sup> (2 面) 駐車場
利用時間	午前 9 時から午後 7 時まで
休園日	12 月 28 日から翌年 1 月 4 日
備考	

(4) 臨時の開館等について

指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、臨時に開館若しくは閉館し、又は利用時間を変更することができる。なお、市民サービス向上のため、大会準備や特別行事等に伴う時間外利用又は休館日における利用要望があった場合は、柔軟に対応できるように努めること。

(5) 各施設における改修工事等の予定について

指定期間中、以下の改修工事等を検討していることから、工事の実施に伴い、一部施設の利用制限や休止が生じる可能性がある。団体はこれらを承諾の上で応募するものとし、工事期間中の運営体制や収支計画を十分に考慮して提案を行うこと。

【予定・検討されている主な工事】（工期は変更となる可能性あり）

- ア 総合体育施設サブアリーナ改修工事（令和 8 年度～令和 9 年度）
- イ 総合体育施設 外周整備、屋上防水、外壁改修工事（令和 9 年度～令和 10 年度）
- ウ 総合体育施設 受変電設備等改修（令和 9 年度～令和 10 年度）
- エ 総合体育施設 調整池・駐車場等改修工事（令和 11 年度～令和 12 年度）
- オ その他、各施設の補修改修工事（随時）

## 8. 指定期間

---

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

ただし、指定管理者の過失等により、管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は指定期間中であっても、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償をしない。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

## 9. 管理の基準

---

### (1) 臨時休館（休園）について

#### ア 指定期間終了年度の臨時休館について

次の指定管理者に引き継ぐため、指定期間終了年度については、令和 14 年 3 月 20 日をもって休館し、引継ぎ業務を行うこととする。ただし、市、現指定管理者、次の指定管理者の協議により、引継ぎのための休館期間は変更することができる。

#### イ 施設及び設備点検に伴う臨時休館について

施設及び設備点検、保守業務を目的として年間 1 回以上の休館日を設けること。

### (2) 利用の許可について

交野市立総合体育施設条例等に基づき、指定管理者は施設又は設備の利用の許可に関する業務を行う。ただし、公共団体・公共的団体等の利用による優先利用の調整については、指定管理者又は市が行う。

### (3) 利用許可の制限等について

交野市立総合体育施設条例等に基づき、指定管理者は施設利用者の利用の制限等を行う。

### (4) 施設の利用料金等について

#### ア 利用料金制度の採用

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。

#### イ 利用料金の額

利用料金の額は、交野市立総合体育施設条例等に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定する。なお、市民等以外が利用するもので料金の倍率設定のあるものについて、等倍は不可とする。

#### ウ 利用料金等の収入

施設や附属設備の利用料金、及び指定管理者がその管理する公の施設において、市から許可又は目的外使用許可を得て行う事業（以下「自主事業」という。）の参加費等は、指定管理者の収入として収受することができる。また、利用料金の徴収にあたっては、利用者の利便性向上を図るため、多様な決済方法（キャッシュレス決済等）の導入に努めること。

エ 利用料金の減免

交野市立総合体育施設条例等に定める基準により、指定管理者は利用料金の減免を行うこと。

オ 利用料金の還付

交野市立総合体育施設条例等に定める基準により、指定管理者は利用料金の還付を行うこと。

## 10. 指定管理者が行う業務内容

---

(1) 施設全般の管理運営に関すること。

ア 施設の経営マネジメント業務

(ア) 施設管理と年間の事業計画により適正に事業を実施し、そのために適正な職員を配置すること。

(イ) 指定管理者と利用者による意見交換の場を設ける等サービスの向上に努めること。また、市民のニーズに係る有効な調査を行い、事業計画及び実施に反映すること。

(ウ) 施設管理運営については、各種法令及び「業務仕様書」を遵守し実施すること。

(2) 施設の総務・経理業務

ア 職員の雇用に関すること（労働関係法令を遵守した人員配置及び総括責任者の配置）。

イ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。特にプール等の安全管理に関する教育研修は徹底して実施すること。

ウ 利用者の情報について、交野市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し取り扱うこと。

エ 施設賠償責任保険に加入すること。なお、指定管理の開始日前までに加入手続きを完了し、保険証券の写しを市へ提出すること（毎年の更新時においても同様とする）。

オ 施設への電話の対応と関係機関等への連絡調整を行うこと。

カ 行事予定表を作成すること。

キ 指定管理料及び利用料金を適正に管理すること。

ク 現金出納簿を作成すること。

(3) 施設の集客促進業務

ア 魅力ある自主事業を行い、集客促進のための PR 活動を行うこと。

イ 本施設のホームページを運営すること。

ウ パンフレット、看板、インターネット等を通じて、集客促進のための PR 活動を行うこと。

と。

エ 接遇研修を行い、利用者の満足度を高め、集客促進に結びつけること。

(4) 駐車場の管理

ア 駐車場・駐輪場の維持管理を行うこと。

イ 交野市立総合体育施設の駐車場については、隣接する私部公園利用者の利便に供している実態を踏まえ、引き続き当該公園利用者が円滑に利用できるよう適切に管理すること。

ウ 指定管理者が雇用する職員については、施設駐車場を利用せず、指定管理者において別途駐車場を確保すること。

(5) 備品の管理

交野市財務規則第 128 条の規定に基づき市の備品を適正に管理すること。

(6) 施設の警備

ア 警備員・機械による警備を実施すること。

イ 安全対策（防犯・防災等）マニュアルを作成すること。

ウ 施設内及びその周辺の見回りを行うこと。

(7) 防火安全管理等

ア 防火管理者と危険物保安監督者を配置すること。

イ 防火活動の企画立案をすること。

ウ 避難訓練を行うこと。

(8) 消耗品の補充等

施設運営に必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。

(9) 施設を活用した事業（指定管理者の自主事業）の実施

ア スポーツの振興及び生涯学習振興を図るために施設を活用した事業（スポーツ教室等）を指定管理者の経費負担により実施することができる。

イ 事業の実施にあたっては、事業計画書を事前に市に提出し、承認を得ること。

ウ 自主事業に必要な参加費を徴収し、指定管理者の収入にすることができる。ただし、参加費の額については、市と協議すること。

エ 現在、市民プールでは市立義務教育学校の水泳指導を受け入れている。指定管理者は交野市教育委員会と委託契約を締結の上、以下の事業内容に基づき、水泳指導の運営に協力すること。

(ア) 水泳指導にあたり、インストラクターを 6 名～10 名配置すること。

(イ) 安全面を十分に配慮し、インストラクターに加えて常時 1 名以上の陸上指導員を配置

すること。

(ウ) 児童・生徒の技能別の指導を主として行うこと。

(エ) 教員が指導等に参加できる指導体制を組むこと。

(オ) 義務教育学校以外の市立学校の児童・生徒を対象とした受け入れについても、一部運営に協力すること。

(10) 自動販売機等の設置、飲食の提供に係る業務

ア 施設の設置目的達成のため、軽食・喫茶等の飲食物の提供を行うこと。なお、自動販売機の設置による提供も可能とする。

イ 設置にあたっては関係法令を遵守すること。

ウ 設置の位置・範囲・販売品目等については、事前に市と協議のうえ設置すること。

エ 設置業者の選定にあたっては、公募を行う等競争性を確保し、適正かつ公平に業者の選定を行うものとする。

オ 設置に伴う使用料や電気代等の収入は指定管理者の収入とする。

(11) 事業報告書等の提出

ア 交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 11 条の規定により、指定管理者は毎年度終了後 40 日以内に施設管理運営業務について、市から支払われる施設の運営に係る経費の精算とともに、当該年度の事業の内容を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を市に提出すること。

イ 市は提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が、事業計画書の趣旨・内容から逸脱したものであった場合又は別に定める基本協定書及び当該年度協定書に違反するものであった場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

ウ 報告内容に関しては、管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入状況、管理経費の収支状況、その他市の指定する事項について提出すること。

(12) 業務報告の提出

ア 指定管理者は、10 月 31 日までに当該年度 4 月～9 月の管理業務の実施状況及び当該施設の利用状況の事業報告を作成し、市に提出しなければならない。

イ 市は、アの他、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。

ウ 業務報告の内容に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要であると認める場合は、市は実地調査し必要な指示を行うことができる。

エ 市の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認めた場合は、市は指定を取り消すことがある。

(13) 個人情報の保護について

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたり、交野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び交野市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

## 11. 指定管理者の指定後の協議事項

---

- (1) 本指定管理期間中、本施設に隣接する旧交野市立第一中学校跡地において以下の施設が新たに整備される予定である。当該施設の完成後、平時のスポーツ利用者等に係る貸出業務及び施設管理運営業務等の指定管理業務受託可否について、市と指定管理者の間で協議を行うものとする。(本募集要項に記載があるからといって、必ずしも当該施設の管理業務を指定管理者に委託することを保証するものではない。また完成予定時期は変更となる可能性がある。)

ア 新たに管理対象となる施設の概要

(ア) 芝生広場兼テニスコート

- a. 規模等：面積約 4,000 m<sup>2</sup>（人工芝）
- b. 施設概要：子供たちが遊べる施設として、また、テニスコート（最大 6 面）として複合的に活用する施設。
- c. 完成予定時期：令和 9 年度

(イ) 避難所（屋内活動スペース）

- a. 構造・規模等：鉄骨平屋建 延床面積約 700 m<sup>2</sup>
- b. 施設概要：災害時の屋内避難所機能を確保するとともに、平時においては市民の活動スペース（スポーツ利用等）として活用する施設。
- c. 完成予定時期：令和 9 年度～10 年度

イ 指定管理者に求める主な業務内容

当該施設の供用開始に合わせて、以下の業務を実施すること。

(ア) 施設の利用受付・貸出業務

平時における市民のスポーツ利用等に係る予約受付、利用許可、利用料金の徴収、鍵の開閉等の窓口業務全般を実施すること。

(イ) 施設の維持管理業務

人工芝の適切なメンテナンスや、屋内避難所の日常清掃、備品管理、保守点検等を実施し、安全かつ快適に利用できる環境を維持すること。

(ウ) 利用形態に応じた弾力的な運用

芝生広場兼テニスコートについては、広場としての利用とテニスコートとしての利用が安全かつ円滑に共存できるよう、稼働状況を見ながら運用上の工夫を図ること。

ウ 留意事項

当該施設について本施設の指定管理者に管理業務を委託することとなった場合は、具体的な供用開始時期、利用料金の設定、管理の範囲、詳細な管理基準、及び施設の追加に伴う指定管理料の増額等について、市と指定管理者との間で協議を実施し、協定等を締結するものとする。

- (2) 本市では市立小中学校のプール施設の集約化を検討している。将来的に事業を実施することとなった場合には、指定管理者は、市及び市教育委員会が進める当該計画の策定及び事業の実施にあたり、市の方針を理解し、緊密に連携を図るとともに、これに積極的に協力すること。

## 12. 指定管理者の職員配置

---

指定管理者は、管理運営業務を安全かつ円滑に遂行するため、以下の基準に基づき、専門的な知識及び技能を有する者を適切に配置するものとする。なお、本項に定める人員配置は標準的な基準を示すものであり、指定管理者がより効率的かつ効果的な管理体制を提案することを妨げない。

また、各責任者・担当者の兼務については、業務遂行に支障がない範囲において認められるものとするが、その場合は配置計画書において明確にすること。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とする。なお、職員配置について名簿及び資格書の写しを市に提出し、異動等があった場合は遅滞なく関係官庁及び市に届出すること。ただし、市が求める資格等の配置要件を満たすことが困難な場合は、市と指定管理者で協議を実施すること。

(1) 施設全体の運営管理業務

本施設の適切な管理運営を行うため、以下の役割を担う責任者を配置すること。

ア 各責任者の役割と個別要件

(ア) 総括責任者 1名

- a. 本施設の代表者として、施設全体の運営管理を総括する。
- b. 公共施設及び健康づくりに関して深い見識を有し、かつ、本施設と類似するスポーツ施設において1年以上の管理運営実績を有する者とする。

(イ) 副総括責任者 1名

- a. 総括責任者を補佐し、円滑な施設運営を推進する。
- b. 総括責任者と同様要件を満たす者とする。

(ウ) 施設管理責任者 1名

a. 設備等管理業務を監督し、施設の安全性と快適性を維持・管理する。

イ 各責任者の資格要件

上記3名の責任者により、下記のいずれかの条件を満たす体制を構築すること。

(ア) 公認上級スポーツ施設管理士の有資格者を1名以上配置すること。

(イ) 公認スポーツ施設管理士および公認スポーツ施設運営士の両方の有資格者を配置すること（複数名で分担して資格を保有する場合も可とする。）

(ウ) 上記(ア)・(イ)に準ずる能力を有する者を配置すること。

(2) プール・フィットネス施設（以下「プール施設等」という。）の管理運営

プール施設等の適切な管理運営を行うため、以下の役割を担う職員を配置すること。

ア 各職員の役割と個別要件

(ア) プール施設等運営責任者 1名

a. プール施設等全体の運営、安全及び衛生管理を行う者

b. 1年以上のプールの管理運営実績を有する者

(イ) プール施設等主任 1名

a. プール施設等運営責任者を補佐し、円滑な施設運営を推進する者

b. 1年以上のプールの管理運営実績を有する者

(ウ) プール施設等副主任 1名

a. プール施設等運営責任者及び主任を補佐し、円滑な施設運営を推進する者

b. 1年以上のプールの管理運営実績を有する者

イ 各職員の資格要件

上記(ア)～(ウ)の職員により、以下の2つの要件をすべて満たす体制を構築すること。

(ア) 厚生労働省に基づくプール衛生管理者（同等以上の資格を含む）の資格者を1名以上配置すること。

(イ) 健康運動指導士、ヘルスケアトレーナー又はフィットネストレーナー（同等以上の資格を含む）の資格者を1名以上配置すること。

(3) プール施設等の運営

ア 指導員

教室等（フィットネスルーム・プール・スタジオ）の指導やプログラムを担当するスタッフについて、以下の要件を満たす体制を構築すること。

(ア) 主担当指導員の配置

各教室やプログラムにおいてメインの指導を行う「主担当指導員」を2名以上配置すること。主担当指導員は下記の要件をすべて満たすこと

- a. 1年以上のプール施設等での指導実績
- b. 以下のいずれかの資格、または同等以上の資格を有すること。
  - ・健康運動指導士
  - ・健康運動実践指導者
  - ・ヘルスケアトレーナー
  - ・ヘルスケアリーダー
  - ・スポーツプログラマー
  - ・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（水泳・体操の公認コーチ・公認教師等）
  - ・公認初級パラスポーツ指導員
  - ・フィットネスリーダー

(イ) アシスタント等の配置

主担当指導員の指示のもとで業務を補助するスタッフを必要数配置すること。

(ウ) 障がい者対応体制

施設に従事する職員のうち、2名以上は初級以上のパラスポーツ指導員（同等以上の資格を含む）の有資格者であること。なお、障がい者対応体制充実のため、全スタッフへの障がい者対応研修の実施計画を提出すること。また、障がい者対象の教室等を指導する職員は、初級以上のパラスポーツ指導員（同等以上の資格を含む）の有資格者であること。

(エ) トレーニングルームの指導者については、健康運動指導士又は健康運動実践指導者（同等以上の資格を含む）の有資格者を1名以上配置すること。

イ プール安全監視員

利用者のプール安全監視及び救急・救助対応を選任で行うスタッフ（18歳以上・高校生除く）として、日本赤十字社等の水上安全法救助資格、またはそれに準ずる知識・技術を有し、かつ心肺蘇生法及びAEDの適切な使用技能を有するものを配置すること。また、プールの開場時間中は、利用者の人数・年齢層等に応じて、全体を見渡せる適切なプール安全監視員を常時配置（最低3名以上）すること。プール安全監視員は安全管理業務に専念し、指導や受付等の他業務と兼務してはならない。

ウ 指定管理者は、プール業務に従事する全スタッフに対し、定期的に水難救助訓練、心肺蘇生法、AED使用訓練及び水質悪化時の衛生処理訓練等を実施し、その記録を市に報告すること。

(4) 法令に基づく技術者・専門資格者の配置

- ア 甲種防火管理者 1名
- イ 危険物取扱者（甲類又は乙種第4類） 1名
- ウ 第3種電気主任技術者以上 1名
- エ 冷凍機械責任者 1名
- オ 建築物環境衛生管理技術者 1名

ただし、上記ウ、エ及びオの有資格者については、指定管理者の直接雇用による配置に代えて、関係法令に基づき当該業務を外部の専門業者等へ委託し、適正に有資格者を選任する体制をもってこれに代えることができる。

(5) その他の業務担当体制

- ア 警備責任者 1名

本施設の警備責任者として、必要な知識・経験を有した者を配置すること。

- イ 清掃業務

- (ア) 清掃業務主任者 1名

本施設の清掃責任者として、必要な知識・経験を有した者を配置すること。

- (イ) 清掃業務副主任者 1名

- ウ 事務室スタッフ 必要数

事務室には、受付案内を含め、適切な人員を配置すること。

- エ 体育館・グラウンド等スタッフ 必要数

体育館等の利用者に対し、施設及び設備、備品の取扱い指導ができる職員を含め、運営スタッフ若干名を配置すること。

(6) 各責任者の勤務条件

- ア 総括責任者及び副総括責任者は、原則として本施設の業務に専任するものとし、他の施設との兼務は行わないこと。

- イ 各責任者は、本施設内における他の役職との兼任は妨げない。ただし総括責任者・副総括責任者が施設管理責任者を兼任することはできない。

- ウ 各責任者がすべての開館時間において常に常駐していることは求めないが、施設の安全管理及び緊急時の指揮命令系統を確保するため、開館時間中においては、「総括責任者（副

総括責任者を含む)」又は「プール施設等運営責任者（プール施設等主任・副主任を含む）」のいずれか1名以上が、必ず本施設に配置されている体制を構築すること。

(7) 既存職員等の継続雇用への配慮

指定管理者は、本施設の管理運営の安定性並びに地域における雇用の安定を図る観点から、現在、当該施設において従事している現指定管理者の従業員及び市直営公園の会計年度任用職員のうち、引き続き雇用を希望する者について、その選考及び採用に際し、可能な限り配慮するよう努めるものとする。

### 13. 指定管理料

---

(1) 指定期間に係る指定管理料

指定期間に係る指定管理料の上限額は、5年間で500,630,000円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 指定管理料の支払い

市は、施設の運営管理に必要な経費として、指定管理者に指定管理料を支払う。この場合の支払い時期や方法、管理口座等の細目的事項については、協定で定める。

(3) 提案金額の算定にあたっての留意事項

指定管理者は、人件費、設備管理費、警備保安費、環境衛生管理費、事務所経費、光熱水費、消耗品費、修繕費、委託費、リース料、損害保険料、自主事業費、租税公課など、管理運営に必要な一切の経費を計上して、消費税額込みの金額で提案すること。なお、提案金額の算定にあたっては下記を留意すること。

ア 交野市立総合体育施設において令和6年度に実施したESCO事業による改修対象設備

（熱源設備、個別空調、照明、中央監視盤、プールろ過設備等）の保守点検について、令和9年度はESCO事業者（市負担）が継続して実施する予定であるため、本要項に定める指定管理料の上限額には当該費用を含めていない。令和10年度以降は指定管理者において、ESCO事業改修対象設備の保守点検も実施すること。また、エネルギー管理の継続性及び設備の維持管理を担保するため、ESCO事業による改修対象設備のうち以下の業務については、ESCO事業者と指定管理者の間で委託契約を直接締結することを基本の想定としており、令和8年度のESCO事業の実績額を基に算出した令和10年度における当該業務の委託費用の参考額は2,970,000円（税込）である。当該業務の詳細については、仕様書を確認すること。

(ア) 空冷ヒートポンプチラー保守点検（年4回）

- (イ) 自動制御機器保守点検（年1回）
- (ウ) BEMS装置・INV設備保守点検（年1回）
- (エ) 計測検証業務（エネルギーデータ収集、省エネ効果検証及び報告書作成）

ただし、指定管理者の創意工夫により、中央監視装置等を活用して適切なエネルギー管理及び設備保全が可能であると判断できる場合は、必ずしも上記の点検内容、金額によらない独自の保守管理体制を提案することも可能とする。

イ 交野市立総合体育施設において、令和9年度に入退場システムの更新を予定している。これに伴い、指定管理者は、新システムから出力されるデータを活用し、施設ホームページ上へ「リアルタイム混雑状況」を表示するために必要となるホームページ側のシステム連携等の対応を行わなければならない。

また、新システム導入に伴いキャッシュレス決済に対応するため、必要に応じてインターネット回線等の新規契約及び通信環境の整備を行うこと。なお、これらに係るホームページ改修費、維持管理費等の一切の費用については、指定管理料の上限額に含めているため、指定管理者の経費負担において算定すること。

ウ 私部公園グラウンドのLED照明設備賃貸借事業については市の負担により実施するため、本要項に定める指定管理料の上限額には当該費用を含めていない。

#### (4) 指定管理料の変更について

指定管理料は、原則として指定期間中は変更しないものとする。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、市と指定管理者が協議の上、変更できるものとする。

ア 業務範囲及び業務実施条件（利用料金含む）の変更に伴う指定管理料の変更について

合理的理由に基づき必要と認められる場合、協議により業務範囲や業務実施条件（利用料金含む）を変更することができ、それに伴い指定管理料を改定等することができるものとする。

イ 物価変動等に伴う指定管理料の変更について

指定期間中において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、当初合意された指定管理料により業務を継続することが著しく困難となった場合は、指定管理者からの申し出に基づき、市と協議の上、指定管理料の改定を行うことができるものとする。また、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、当初合意された指定管理料が不適当となったと認められる場合は、市からの申し出に基づき、協議の上指定管理料の改定を行うことができる。

（ア）予見できない経済情勢の変動

予期できない急激なインフレーションやデフレーションなどにより、電気・ガス・水

道料金等の著しい高騰・下落が生じるなど、協定締結時には予見できなかった異常な経済情勢の変動があった場合。

(イ) 法令改正等による著しい影響

最低賃金の大幅な改定、消費税率の引き上げその他の公租公課の変動など、関係法令の制定又は改廃に伴い、人件費や物件費等に著しい影響が生じた場合。

指定管理者が、上記（ア）又は（イ）により指定管理料の改定協議を申し出る場合は、物価指数、最低賃金額の改定状況、光熱水費の利用実績等の客観的な根拠資料及び経費削減に向けた自助努力の実績を示す資料を市に提出しなければならない。

#### 14. 物品の管理等

---

- (1) 指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が管理する市の所有する物品については、交野市財務規則第 128 条に基づいて管理等を行うものとする。
- (3) 指定管理者はあらかじめ設置している備品一覧の物品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動について市に報告しなければならない。
- (4) 市が事前に用意する備品は別紙のとおりとする。
- (5) トレーニング室の運営にあたっては、必要な各種運動機器等（トレッドミルや各種バイク等の有酸素機器、各種ウエイトスタックマシン、ダンベル等のフリーウエイト機器、ストレッチ用マット等の一切）を、指定管理者の責任と経費負担において一式調達の上、設置・管理すること。

なお、現在トレーニング室に設置されているこれらの機器等は現指定管理者が調達した物品であるため、次期指定管理者がこれらを引き継いで使用することを希望する場合は、指定後の業務引継ぎにおいて、現指定管理者等と直接協議を行うこととし、市は一切の仲介及び費用補償を行わないものとする。

#### 15. リスクへの対応

---

施設の管理経費については、指定管理者の自主事業を除き、市が協定に基づき指定管理者に支払うが、指定期間内における主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応する。

(○側がリスク負担する。)

リスクの種類	内 容	市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの（自主事業は除く）	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
運営費の上昇	自然災害、感染症の拡大または戦争・暴動等の国際情勢の著しい変化を原因とする異常な物価上昇など、指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力によるもの		協議事項
	賃金水準の変動		協議事項
	上記以外の場合		○
金利	金利変動		○
不可抗力（自然災害等）	自然災害やテロ暴動、感染症等による業務の変更、中止、延期 ※1		○（協議事項）
安全衛生管理			○
施設の大規模改修	修繕計画等による施設の大規模改修の実施予算	○	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設・機器の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、年間 950 万円までの修繕（指定管理料から負担）※2		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、年間 950 万円を超える修繕		協議事項

損害賠償	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故 ※3	協議事項	
運営リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- (1) 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。
- (2) 復旧可能な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議する。
- (3) 市は指定管理者に対する休業補償は行わない。

※2 修繕等にかかる経費負担が年間 950 万円に満たない場合は、その差額を指定期間の各年度終了後にすみやかに精算し、市に返金すること。

※3 施設・機器等の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応

管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者は施設賠償責任保険に加入すること。

## 16. 法令等の遵守

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、その他業務を遂行するときは、関係法令の規定を遵守すること。また、交野市立総合体育施設条例等のほか、特に以下について遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 労働関係法令（労働基準法等）
- (3) 施設・設備の維持管理保全関係法令（消防法等）
- (4) 交野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 31 号）
- (5) 交野市行政手続条例（平成 13 年条例第 13 号）
- (6) 交野市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 24 号）
- (7) 交野市情報公開条例（平成 10 年条例第 21 号）
- (8) その他の関係法令や通達等

## 17. 暴力団等による不当介入への対応

管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務履行の障害となるものを

いう。)) を受けたときは、断固として不当介入を拒否し、警察に通報するとともに、市に報告すること。

## 18. 業務の引継ぎ

---

指定管理者として議会の議決を経て、市から指定管理者の指定を受けたときは、速やかに指定管理者候補者の負担により、令和9年4月から指定管理者による円滑な業務運営を行えるように引継ぎ作業を行うこと。加えて、令和9年3月31日以前において、現指定管理者が施設の利用許可をしたものは引継ぐこととし、管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにすること。また、指定期間終了若しくは指定取消し等により次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。なお、指定期間最終年度においては、指定管理期間満了日以後の使用料を事前に収受した場合は、その金額を次期指定管理者又は市に引継ぐものとする。

## 19. 事業の継続が困難となった場合の措置

---

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。なお、この場合、指定管理者に損害が生じても、市は賠償しない。市に生じた損害は指定管理者に損害賠償を請求する場合がある。
- (2) 不可抗力その他、市並びに指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

## 20. 協定の締結

---

指定管理者として指定された場合は、市と指定管理者との間で、協定を締結する。

協定事項については、交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定する内容について協定を締結する。ただし、業務を実施する上で必要となる詳細事項については協議を行い、これに基づき協定を締結する。また、年度ごとに取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

## 21. 資格

---

- (1) 指定管理者は、「10. 指定管理者が行う業務内容」に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。個々の業務について「10. 指定管理者が行う業務内容」の規定により再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、施設の管理及び運営に必要な資格を有するものをあらかじめ指名し、施設に配置しなければならない。ただし、法令等により施設への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名を市に届け出ることにより、施設への配置義務を免除する。

## 22. 業務を実施するにあたっての留意事項

---

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 地方自治法及び交野市立総合体育施設条例等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 市と締結した協定書及び市の指示事項を遵守すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 市と連携を図った運営を行い、市の施策、事業に積極的に協力すること。また、市が主催する大規模行事や選挙の執行など公共目的による利用の必要性を市が認めた場合にあっては、指定管理者はスペースの貸出及び円滑な運営に向けて必要な協力を行うこと。なお、この場合における詳細な利用条件、原状回復、経費負担等については、別途市と指定管理者との間で協議のうえ決定するものとする。
- (5) 許可なく施設の改造をしないこと。
- (6) 他業者に施設の管理業務の全体を再委託しないこと。管理業務については過去3か年の事業計画書・実績報告書を参考に委託業務を行うこと。
- (7) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (8) 施設の事務所を指定管理者の主たる事務所としないこと。
- (9) 本施設は災害時の広域避難場所等に指定されていることから、災害時には交野市地域防災計画による市の施策に協力すること。
- (10) 施設を目的外に使用する場合（物品販売等）は、市の許可を受けること。

- (11) 職員が人権問題について正しい認識をもち、ていねいな対応を心がけて業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (12) 指定期間中の管理状況、利用者の満足度等については、市が必要に応じて調査・評価し、次回の指定管理者選定の際に参考とする。
- (13) 本施設の運営管理に関して、ネーミングライツの導入など、指定管理制度とは別に、市として取扱いを定める場合があるので留意すること。
- (14) 施設の建築物、機械類、備品等はかなりの年数が経過したものが多く、老朽化等が進んでおり、計画的な修繕を実施する必要があること。
- (15) この要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と協議し決定すること。

## 23. モニタリングの実施

---

### (1) モニタリングの目的

モニタリングは、指定管理者による管理運営業務が法令や協定書等に従い、適切かつ確実に実施されているか、提供されているサービスの水準が市の要求水準を満たしているか、安定的かつ継続的にサービスを提供することが可能であるか確認するために「指定管理者モニタリングに関するガイドライン（交野市）」に基づき実施する。

この確認を通じて、市が施設の管理運営状況を評価し、把握した課題や問題点について改善に向けた指導や助言を行い、施設の管理運営の改善にフィードバックすることで、継続的にサービス水準の維持・向上を図る一連の仕組みをいう。

### (2) 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者のセルフモニタリングとして、下記を実施すること。

#### ア 事業報告書等の提出

#### イ 利用者アンケートの実施

アンケート項目及び実施時期は、指定管理者と市が協議して設定し、指定管理者が業務の一環として実施するものとする。アンケートの集計及び分析結果は、市に報告するとともに公表（施設内掲示等）するものとする。

#### ウ 業務の自己評価

市が指定する様式の各評価項目について、自己評価を行い、評価結果及び評価に必要な書類を市に提出すること。評価の結果、課題点が判明した場合は、指定管理者は自ら改善に取り組むものとし、必要に応じて市と改善策を協議すること。また、市より「指定管理業務に

関する改善指示書」により指示があった場合は、業務の改善に取り組むこと。

## 24. 申込み手続

### (1) 申込みに必要な書類

ア 申込みをしようとする者は、次表に掲げる書類を正 1 部、副 10 部（副は複写可）の計 11 部作成し、ファイルに綴じること。ファイルには、「(施設名) 指定管理者指定申請書（申請者名称）」と背ラベルを付け、見やすい様にインデックス等で見出しを付けること。また、PDF データを格納した CD-ROM1 枚も提出すること。

イ 申込みに要する経費については、申込者の負担とする。

ウ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。

エ 提出された書類等はこれを書き換え、又は撤回することはできない。

オ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

カ インデックス等の貼り方については、別紙「募集関連様式集」を参考にすること。

### 必要書類

提出書類	備考
(1) 指定管理者指定申請書	様式第 1 号
(2) 管理運営に係る事業計画書	様式第 2 号
(3) 管理運営に係る収支計画書	様式第 3 号 ※収支計画書は令和 9 年度から令和 13 年度間で年度ごとに作成してください。 ※ESCO 事業による改修済み設備等に係る保守点検費用について、令和 9 年度は提案する収支計画書に算入しないこと。
(4) 指定管理者指定申込みにかかる誓約書	様式第 4 号
(5) 指定管理者指定申込み団体の概要	様式第 5 号
(6) 指定管理者指定申込み団体の定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書	法人でない団体にあつては、これらに相当する書類

(7) 収支（損益）計算書及び貸借対照表（直近3事業年度分）	団体の経営状況を説明する書類
(8) 印鑑証明書	提出日において発行の日から3か月以内のもの
(9) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、都道府県民税並びに固定資産税の納税証明書（直近3年間分）	各税の滞納がないことを証明する書類
(10) 選考結果通知用封筒一式	レターパックライトの「届け先」欄に通知の送付先を明記したもの。（追跡用シールは剥がさずに提出）

※グループの場合は、(1)から(4)までと(10)の書類は代表団体が提出し、(5)から(9)までの書類は、代表団体と構成団体（すべての構成団体）が、それぞれの書類を提出すること。

## (2) 申込書等の提出

申込みに必要な書類を添付して、次の日時に必ず持参すること。郵送、インターネットによる受付は行わない。

ア 募集要項配布期間：令和8年6月16日（火）からホームページにて配布

イ 申込期間：令和8年8月5日（水）午前9時から令和8年8月12日（水）午後5時までとする。上記以外の日時での書類の提出は受け付けない。また、提出書類に不備があった場合は受理しない。

ウ 配布・提出場所：下記担当課まで

## (3) 現地見学会

ア 日時：令和8年6月30日（火）午後2時から午後5時

イ 参加申込フォーム：<https://logoform.jp/f/CCJhn>

ウ 申込期限：令和8年6月25日（木）午後5時まで

## (4) 図面閲覧日 事前申し込み制

ア 場所：下記担当課事務所にて

※会場の都合上、各団体2名までの参加とする。なお、当日は質問等を受け付けない。

## (5) 質問事項

ア 質問がある場合は、令和8年7月3日（金）午後5時までに下記フォームより質問表（様式不問）を提出すること。

イ 質問受付フォーム：<https://logoform.jp/f/JIkXy>

ウ 質問に対しての回答： 交野市地域振興部スポーツ青少年課のホームページアドレス

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2026042100032/>にて、令和8年7月15日（水）午後5時以降に一斉回答するものとし、それ以外の質問は一切受け付けない。

(6) 担当課

交野市地域振興部スポーツ青少年課

住所：576-0052 交野市私部 2-29-1 交野市立青年の家

TEL：072-892-0121（代）

E-mail：sports@city.katano.osaka.jp

## 25. 提案を求める内容

---

施設を設置の趣旨に照らして効果的・効率的に運営するために次の事項の提案を求める。なお、提案内容の実施については、指定管理者として指定された際に、あらためて協議することになる。

(1) 指定期間内の施設の維持管理に当たっての方針及び再委託の予定

特に、施設の老朽化に対応するため、保守点検を通じて異常の早期発見・早期修繕に努める「予防保全」の視点をもって業務を遂行することができる「高度な施設マネジメント」に関する提案を求める。

(2) 指定期間中の事業運営計画

(3) 利用料金についての提案

(4) 個人情報保護や情報公開の取扱い

(5) 施設の利用促進に関する方針や施策

各施設の利用促進に加え、特に交野市立総合体育施設と私部公園、倉治公園を一体的に管理運営するスケールメリットを活かし、人材や機材の弾力的な運用による経費削減と、屋外の私部公園・倉治公園を舞台とした新たな自主事業の展開や、施設全体の稼働率と収益基盤を立て直す事業提案を求める。

(6) 安全管理・危機管理体制及びリスクマネジメント

利用者の命と安全を最優先した具体的かつ実効的のある体制構築について提案すること。特に、プール施設における水難事故や水質事故を防止するため、水上安全管理や水質管理などの体制について提案すること。

(7) スポーツの振興を図り、併せて生涯学習の場を提供するための自主事業の提案

ア 市民のニーズを的確に捉えた市民満足度が向上する事業を提案すること。

- イ 公の施設であることを踏まえて、一般利用者に支障のないよう配慮すること。
- ウ 教室等については、既指定管理者が実施していた内容程度は最低限提案に盛り込むこと。  
また、プログラムの作成に当たっては年少者、障がい者や高齢者に配慮すること。
- エ 市は自主事業の実施に伴い生じた損失及び収入減等について、指定管理料の増額やその他の補償等は一切行わない。
- オ 自主事業の提案のうち、その実現に向けて市による特段の準備や対応（市の条例や規則等の改正、議会の議決、地域住民や関係機関との協議・調整など）を前提とするものについては、市がその実現や実施時期を確約・保証するものではない。社会情勢や市民の意向等を踏まえた市の政策的判断等により、結果として提案された自主事業が実施できない事態となった場合でも、市はこれを理由とした指定管理料の増額、基本協定の変更、その他一切の補償には応じない。また、提案時点において実施可能であった自主事業であっても、その後の社会情勢の変化、市民の意向又は関係者との調整状況等により、実施困難となった場合も同様とする。

(8) 管理に係る職員配置体制のほか、現従事者（現指定管理者の従業員及び市直営公園の会計年度任用職員）の継続雇用に関する方針、並びに円滑な業務引継ぎに向けた取組みについての提案

(9) 配置する職員に対する研修計画

(10) 高齢者及び障がい者の雇用に関する事項

(11) 環境に配慮しその促進を図るための提案

(12) 施設の老朽化対応に関する提案

(13) 収支計画

ア 近年の光熱水費の高騰等による厳しい収支状況を踏まえ、施設運営における経費削減に向けた独自の具体的な取組みについて提案すること。

イ 建築及び設備機器の維持管理を徹底する観点から、設備保守点検等に係る経費の積算内訳を明確に提示すること。

(14) その他の提案

## 26. 選定審査対象からの除外等

---

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 27. 指定管理者候補者選定の基準等

---

### (1) 選定基準

指定管理者候補者を選定する際は、交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項に規定する基準に照らして総合的な観点から、社会教育や財務、労務等の専門知識を有する者等で構成される交野市立総合体育施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において公平かつ客観的に審査し、選定する。

### (2) 選定方法

ア 指定管理者候補者の選定は、申込み締切り後、選定委員会において、書類選定、申込者からのヒアリング及びプレゼンテーションにより行う。ただし、申込者が5グループを超えた場合は、選定委員会において、書類選考によりヒアリング及びプレゼンテーションを行う対象となる団体を5グループ選定する。

イ ヒアリング及びプレゼンテーションの内容等については、その対象となる団体に別途通知する。

ウ 申込者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者候補者としての適否を判断する。

エ 現指定管理者が応募者であるとき、指定期間に係る管理実績等を考慮し選考を行うものとする。

### (3) 選定結果等

ア 選定結果については、書面にて通知する。

イ 指定管理者候補者は、市議会での議決を経た後に市が指定管理者として指定し、その旨を告示する。

## 28. 添付資料

---

- (1) 募集関連様式集
- (2) あらかじめ設置している備品一覧
- (3) 交野市立総合体育施設等の実績報告書（令和5・6・7年度）
- (4) 各種仕様書